

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 37 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成 27 年寒川町規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 条例別表第 2 の 4 の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則（平成 27 年神奈川県規則第〇号）別表第 1 の 1 の項右欄に規定する事務とし、条例別表第 2 の 4 の項の規則で定める情報は、地方税関係情報、障害福祉関係情報並びに児童福祉法に規定する障害児入所支援及び措置に関する情報並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の認定に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。